

2025 年 9 月 3 日
健康こども課

後期高齢者健康診査の受診券の誤送付について

真鶴町において、後期高齢者健康診査受診券を送付した際に、誤って同姓同名の別の方に受診券を送付する事案が発生しました。事案の詳細については別紙のとおりです。

このような事案が発生したことについて、当事者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底を図ってまいります。

お問い合わせ先
健康こども課長 ト部（うらべ）直也 電話：0465-68-1131 内線 2224

後期高齢者健康診査の受診券の誤送付について

真鶴町健康こども課より後期高齢者健康診査受診券を送付した際に、誤って同姓同名の別の方に受診券を送付する事案が発生しました。事案の詳細については次のとおりです。

このような事案が発生したことについて、当事者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

■事案の概要

2025 年8月21(木)日に後期高齢者健康診査受診券を送付した際に、対象者A氏の親族宛てに誤って同姓同名B氏の受診券を送付する事案が発生した。

※対象者A氏の親族は、受診券の送付先変更の受取人であった。

■判明した経緯

8月26日(火)に対象者A氏の親族から真鶴町役場に電話連絡・報告があり、後期高齢者健康診査の対象者B氏の受診券を誤って対象者A氏の親族に送付したことが判明した。

■漏洩した個人情報

対象者B氏の氏名、生年月日、住所

■事案発生の原因

全受診券の対象者をシステムから抽出し、その内、受診券送付先の変更住所を誤って同姓同名の別の方(A氏)の欄に入力した。

■事案への対応

○対象者A氏と親族(誤送付を受け取られた方)

町内に在住するA氏と受け取り人のA氏親族の双方に、状況と原因を説明し、謝罪した。町外に在住するA氏親族より誤送付した受診券を2025年8月29日(金)に回収し、同日、健康こども課にて誤送付文書を処分した。

○対象者B氏(対象者ご本人)

2025年8月28日(木)にB氏自宅にて接見することができ、事案の経緯・内容、漏洩した個人情報、誤送付文書の回収・処分について説明し、直接謝罪した。

■再発防止策

・業務の自動化

受診券対象者データと送付先変更者データとの連動等の業務を自動化することに改め、入力といった手作業によるヒューマンエラーが起らない業務改善を行い、再発防止する。